釧路市生涯学習センター・釧路市立美術館・釧路市民文化会館指定管理者募集要項

釧路市生涯学習センター･釧路市立美術館及び釧路市民文化会館の設置目的を効果的に達成するため、釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集します。

１．基本的な方針

(1) 釧路市生涯学習センター・釧路市立美術館

釧路市生涯学習センターは､釧路市生涯学習センター条例及び釧路市立美術館条例に基づき、生涯にわたって学習する機会の拡大と発展及び美術文化の発展に資するため設置された施設です。

指定管理者は、施設の管理・運営の充実を図るとともに、生涯にわたって学習する機会の拡大と発展に資するため、学習の場の提供、生涯を通じて学ぶ機会の提供、芸術文化の創造活動及び鑑賞の機会を提供していくことを、基本的な方針とします。

(2) 釧路市民文化会館

釧路市民文化会館は、釧路市民文化会館条例に基づき、市民文化の向上を図るため設置された施設です。

指定管理者は、施設の管理・運営の充実を図るとともに、芸術鑑賞機会の提供及び地元文化団体に発表機会の提供等をしていくことを基本的な方針とします。

２．施設の概要

(1) 名　　称：釧路市生涯学習センター・釧路市立美術館

(2) 所 在 地：釧路市幣舞町４番２８号

(3) 施設概要

①構　　造：鉄筋コンクリート造　地下１階　地上１０階建

②床 面 積：延べ１１，４５１平方メートル

③内　　容：地下１階　工芸スタジオ３室、窯室

地上１階　大ホール、楽屋３室、リハーサル室、シャワー室２室、市民展示ホール２室、音楽スタジオ２室

地上２階　多目的ホール、喫茶店、事務室

地上３階　釧路市立美術館２室

地上４階　和室３室、茶室

地上５階　ハイビジョンシアター、アートスタジオ

地上６階　クッキングスタジオ、学習室２室

地上７階　学習室４室

地上８階　会議室３室

地上９階　レストラン

地上 10 階 展望室

屋外　第１・第２駐車場２５０台分

※　施設概要、光熱水費、利用状況等：別添｢施設概要書｣のとおり

(1) 名　　称：釧路市民文化会館
(2) 所 在 地：釧路市治水町１２番１０号
(3) 施設概要
①構　　造：鉄骨・鉄筋コンクリート造（地下１階、地上３階）
②床 面 積：延べ ９，５５１．３１平方メートル
③内　　容：大ホール（１，５２４席、楽屋：洋室４室）、小ホール（３７２席、楽屋：洋室４室）、練習室３室、会議室２室、和室１室、展示ホール（３９１㎡）、ロビー、ホワイエ、レストラン、売店、管理事務室、楽屋事務所
④駐車場：３６０台収容
※　施設概要、光熱水費、利用状況等：別添「施設概要書」のとおり

３．指定管理者が行う管理業務の範囲

(1) 生涯学習機会の提供に関する業務
市民学園講座等の開設、市民学習相談事業、学習情報提供事業、団体支援事業、市民参加型イベントの企画等に関する業務
(2) 芸術文化振興に関する業務
①幅広いジャンルの芸術鑑賞機会の提供に関する業務
②市民の多彩な文化活動を促進するための、身近に利用できる発表の場の提供に関する業務
③市内の青少年や有望な若手演奏家の育成に関する業務
④学校との連携、市民ボランティアの協力など、市民協働による事業の展開・支援に関する業務
(3) 本施設の使用承認に関する業務
(4) 本施設の使用料の収受に関する業務
(5) 本施設及び設備の維持管理に関する業務
(6) 館内レストラン、喫茶店及び売店の管理運営に関する業務
①レストラン（生涯学習センター及び市民文化会館）
②喫茶店（生涯学習センター）
③売店（市民文化会館）

※１　管理業務の詳細については、別添「釧路市生涯学習センター・釧路市立美術館及び釧路市民文化会館指定管理者業務仕様書」のとおりです。
※２　管理業務は、指定管理者が自ら行うこととし、包括的に他の団体に委託することは認められません。ただし、主要な業務を除き、管理業務の一部（設備の保守点検、警備、清掃、及びレストラン、喫茶店、売店の管理運営等）については、釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て他の団体へ委託することができます。
※３　レストラン、喫茶店、売店（以下、レストラン等という。）については、適切な管理運営を行うことで、施設の効用の増進と利用者の利便性の向上を図ることを目的とします。目的を効果的に達成するための運営の基本的な考え方や、運営形態（委託にするか、直営にするか等）、運営体制（営業日の設定等）について提案してください。
※４　上記 (1)から(2) の事業を行う場合、会場使用料の減免措置等が適用される場合があります。

※５ 本施設の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者が、自主財源による自主事業を行おうとする場合については、事業計画書により提案していただき、教育委員会と協議することとします。

※６ 使用料の収受に関する業務については、指定管理者の指定及び協定書締結のほかに、業務委託契約を締結します。

なお、当該契約に係る業務委託料は、本施設に係る指定管理費に含みます。

４．指定予定期間

２０２７（令和９）年４月１日から２０３２（令和１４）年３月３１日までの５年間を予定しており、市議会の議決を経て指定されます。

なお、指定期間中であっても、本施設の管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、管理業務（本施設における自主事業を含む。）の全部又は一部の停止や指定の取消しをすることがあります。

５．申請資格等

釧路市生涯学習センター・釧路市立美術館・釧路市民文化会館に係る指定管理者の指定の申請を行うものは、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わないが、個人は不可。）

(2) 本施設の管理業務に係る教育委員会との連絡や緊急時対応を行う責任者が常駐する事務所を釧路市内に置いていること。（指定された時に置く見込がある場合でも可）

(3) 本施設に防火管理者の資格を有する者を配置できること。（指定期間の開始までに取得の見込みが確実にある場合は可）

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により釧路市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

② 当該法人等の責めに帰すべき事由により地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から２年を経過しないもの

③ 釧路市税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの

④ 釧路市暴力団排除条例（平成２４年釧路市条例第３３号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団関係事業者

⑤ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）その他の法令の規定に基づき清算の目的の範囲内において存続する法人

⑥ 代表者が次のいずれかに該当する法人以外の団体

ア　成年被後見人又は被保佐人

イ　破産者で復権を得ていないもの

※１　１つの団体が、同一施設の指定管理者の指定について、重複して複数の申請をすることはできません。

※２　複数の団体で構成する共同事業体として申請する場合には、構成団体のすべてが、上記の要件を満たしていなければならないほか、市内に主たる事業所を置く団体が１団体以上構成団体に入っていることを要件とします。また、共同事業体の構成団体が、単体

又は他の共同事業体の構成団体となって申請することはできません。共同事業体の形態により申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際には、共同事業体の構成団体すべてを一括して協定の相手方とします。指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体すべてが負うことになります。

※３　上記(4)④の暴力団関係事業者とは次に掲げるものをいいます。

ア　役員等(指定管理者の指定の申請を行うものが法人である場合にはその役員又はその支店若しくは管理業務に係る事務所の代表者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）であると認められるもの

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは関与していると認められるもの

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

※４　申請した団体が上記(4)④に該当するか否かを審査するため必要なときは、教育委員会は、釧路方面釧路警察署長に必要な情報を提供し、照会するものとします。

６．管理の基準等

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、本施設の管理を行うに当たり、釧路市生涯学習センター条例及び同条例施行規則、釧路市立美術館条例及び同条例施行規則、釧路市民文化会館条例及び同条例施行規則の規定に従わなければならないほか、次に掲げる法令その他の関係法令等を遵守することとします。

・地方自治法及び同法施行令
・個人情報の保護に関する法律
・釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
・釧路市情報公開条例
・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
・釧路市行政手続条例
・釧路市暴力団排除条例
・上記の各条例に基づく規則

(2) 休館日

釧路市生涯学習センター条例施行規則第２条、釧路市立美術館条例施行規則第２条、及び釧路市民文化会館条例施行規則第３条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断する場合であって、指定管理者の提案により教育委員会が必要と認めたときは、休館日に開館す

ることができます。

(3) 開館時間

釧路市生涯学習センター条例施行規則第２条、釧路市立美術館条例施行規則第２条及び釧路市民文化会館条例施行規則第２条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断する場合であって、指定管理者の提案により教育委員会が必要と認めたときは、開館時間を延長することができます。

(4) 使用承認

釧路市生涯学習センター条例第４条及び同条例施行規則第３条、釧路市立美術館条例第５条及び同条例施行規則第５条、釧路市民文化会館条例第３条及び同条例施行規則第４条に規定するとおり。

なお、承認基準等の詳細は、業務仕様書に記載のとおり。

(5) 事業計画

指定管理者は、毎年度の管理業務の開始前に、本施設の管理に関する事業計画書を作成し、提出しなければならないこととします。

(6) 管理業務に係る報告

指定管理者は、毎年度終了後、５月３１日までに前年度の管理業務に係る実績報告書及び収支決算報告書を提出しなければならないものとします。

また、指定管理者は、毎月、前月の管理業務に係る実施状況及び利用状況を報告しなければならないものとします。

(7) 調査、監査等

教育委員会は、指定管理者の管理する公の施設の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことがあります。

また、指定管理者の出納その他の事務の執行については、本市監査委員による監査の対象になります。（地方自治法第１９９条第７項）

７．使用料

本施設の利用者から徴収する使用料は、釧路市生涯学習センター条例第６条及び別表、釧路市立美術館条例第７条及び別表第２、釧路市民文化会館条例第６条及び別表に規定する額のとおりであり、使用料は、全額教育委員会が指定した金融機関に納入してください。

なお、釧路市生涯学習センター条例第６条第２項、釧路市立美術館条例第７条第２項、釧路市民文化会館条例第６条第１項ただし書きに規定する場合には、減免の申請に基づき、使用料を減免するものとします。（使用料の減免の決定権限自体は教育委員会にあるため、減免については、教育委員会の担当課において決定手続をすることになります。）

ただし、教育委員会が許可した目的外使用の使用料は、教育委員会が算定した額となります。

なお、本施設においては、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）により、適格請求書（インボイス）の発行及び写しの保存等を行うことが必要であるため、対応を行ってください。

８．自主事業等

(1) この要項及び別添「釧路市生涯学習センター・釧路市立美術館・釧路市民文化会館指定管理者業務仕様書」に示す条件のもと、本施設の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者は自主財源による自主事業を実施することができ、自主事業の実施による収入を得ることもできます。

なお、実施に当たっては、事前に教育委員会の承諾が必要となります。

(2) 自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属することになります。なお、自主事業の実施に要する経費は、指定管理者の自主財源によるものとし、指定管理費には含みません。

(3) 自主事業として本施設内で自動販売機の設置や物販等を行う場合には、事前に教育委員会から行政財産の目的外使用許可を得て、施設使用料を教育委員会に支払うことが必要になります。

(4) 事業計画書で提案する自主事業の実施が承認されない場合に、申請自体を辞退する可能性がある団体は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

(5) 自主事業の実施による収入のほか、指定管理費以外に指定管理者としての業務の実施に伴う収入（国その他の団体等からの助成金、協賛金など）がある場合は、事前に教育委員会の承認を得て、指定管理者の収入とすることができます。

９．管理業務に要する費用（指定管理費）

(1) 教育委員会が支払うべき指定管理費の指定期間（５年間）をとおしての総額は、次の基準額（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）以下とし、年額を参考として事業計画書により提案してください。基準額を超える提案は失格とします。

・指定期間内の総額（基準額）	１，９９６，４６５，０００円
・年額（参考）	
２０２７（令和　９）年度	３９９，２９３，０００円
２０２８（令和１０）年度	３９９，２９３，０００円
２０２９（令和１１）年度	３９９，２９３，０００円
２０３０（令和１２）年度	３９９，２９３，０００円
２０３１（令和１３）年度	３９９，２９３，０００円

(2) 教育委員会が指定管理者に支払う年度ごとの指定管理費の額及び支払方法については、指定申請時の事業計画書による提案内容に基づき、指定管理者と教育委員会が協議の上、年度協定（関連予算案が市議会で議決された後に締結）において、各年度の予算の範囲内で定めることとし、分割して支払うものとします。

(3) 指定管理費は、原則、精算しないものとします。

(4) レストラン等の運営に伴う収入は指定管理者に帰属します。ただし、管理運営に要する経費（光熱水費等）は指定管理者の負担となるため、指定管理費には含みません。

(5) 指定管理者は、本施設の管理業務、本施設における自主事業及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して行ってください。

１０．利益等の還元

自主事業収入、レストラン等の管理運営収入、協賛金、国等からの助成金など、指定管理費以外に指定管理者としての業務の実施に伴う収入が見込まれる場合には、それらの取扱いも含めて提案してください。

ただし、自主事業として本施設内に自動販売機を設置する場合には、行政財産の目的外使用許可に係る施設使用料を教育委員会に支払うほか、自動販売機によって得る利益の一部を教育委員会に還元する内容の提案をしてください。

なお、自主事業収入等が収支計画の収入見込額を下回る場合のリスクは、指定管理者の負担とし、教育委員会は指定管理費の増額は行いません。（リスク負担については、下記に示すとおりです。）

１１．リスクの負担

本施設の管理業務を行うに際して予測されるリスクについての教育委員会と指定管理者との負担区分は、概ね次表のとおりとし、協定を締結する段階で協議の上、詳細を定めるものとします。

リスクの種類	内　　容	負担区分（負担者に○）	
		教　育委員会	指　定管理者
法令改正等の制度の変更	施設の管理運営業務（指定管理者の自主事業を除く。）に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
政治的･行政的理由による変更等	仮協定の締結後、市議会による指定管理者指定議案が否決された場合		○
	市の政策の転換、市の財政的原因による場合	○	○
		（協議）	
	指定期間中に市議会により予算執行停止等がなされた場合	○	
物価等の変動	物価・金利の変動（指定管理費を定めた時に予測できない著しい物価変動を除く）、公共料金見直し、税制改正（消費税率の改正を除く）等による人件費、物品費等の経費増大		○
	消費税率の改正による経費増大	○	
	指定管理費決定時に予期できない著しい物価変動による経費増大	○	○
		（協議）	
施設の管理業務の中止･延期	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
	指定管理者の管理業務が不適当な場合の管理業務の停止又は指定の取消しによるもの		○
	教育委員会の指示によるもの（上記の場合を除く。）	○	
	指定管理者の管理業務上の瑕疵に起因するもの		○
	施設・設備（指定管理者が自ら設置したものを除く。）の瑕疵に起因するもの	○	注１
天災･暴動などの不可抗力	教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の損傷等の復旧	○	
	教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由による休業	○	○
		（その都度協議）	
自主事業	自主事業の実施に関するもの		○
施設競合･需用変動	競合施設の出現、需用の変動による利用者の減少等		○
施設管理業務に係る事業計画等の申請書類の誤り	施設の管理業務に係る事業計画の不備等（利用者数見積りの誤り等）によるもの		○
	募集要項、業務仕様書等の教育委員会が作成した書類の誤りによるもの	○	
許認可等の取得	施設の管理運営上、必要とされる許認可等の取得遅延、失効等（指定管理者が取得すべきもの）	注２	○
	施設の設置上、必要とされる許認可等の取得の遅延、失効等（教育委員会が取得すべきもの）	○	
施設・設備等の修繕	経年変化、構造上の瑕疵等による大規模な修繕等	○	
	小破修繕、備品･消耗品の更新、補給等		○
	指定管理者の故意又は過失によって損傷した場合の修繕		○
	上記以外	○	○
		（協議）	

利用者、第三者への損害賠償	指定管理者の管理業務上の瑕疵に起因するもの	注３	○
	施設・設備（指定管理者が自ら設置したものを除く。）の瑕疵に起因するもの	○	注１
原状回復	指定管理者が施設・設備に変更を加えた場合の指定期間終了後の原状回復		○

注１：指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者がリスクを負うものとします。

注２：許認可等の取得につき、教育委員会の協力を要する場合には、教育委員会は合理的な範囲内でこれに協力します。

注３：指定管理者の責めに帰すべき事由によって教育委員会が賠償した場合は、指定管理者に求償するものとします。

１２．選定方法・選考基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、選定委員会による審議を経て、教育委員会が決定します。

選定委員会においては、申請書類を審査し、かつ、実績等を考慮するほか、必要に応じて申請団体によるプレゼンテーションの機会を設けます。この際には、各申請団体からの出席を求めます。

(2) 選定委員会の委員への接触禁止

本施設の指定管理者の選定に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

(3) 選考基準

選考は、次の基準により行い、総合的に、本施設の管理を行うに当たり最も適していると認める団体を指定管理者の候補者に選定します。

① 釧路市社会教育推進計画及び釧路市文化芸術振興計画に基づいた、芸術文化の振興と生涯学習の推進が図られるものであること。

② 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮するとともに、適正な運営管理が行われ、管理経費の縮減が図られるものであること。

③ 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

④ 地域経済活性化への寄与及び地域内雇用の確保をすること。

具体的な審査項目及び配点については、次のとおりとし、点数付けの結果に基づき、指定管理者の候補者を選定します。

ただし、◎印の審査項目において問題がある場合には、合計点数に関わらず、指定管理者の候補者に選定しないことがあります。

選考基準	審査項目	配点
釧路市社会教育推進計画及び釧路市文化芸術振興計画に基づいた、芸術文化の振興と生涯学習の推進	◎低廉な料金で、芸術鑑賞機会の提供となっているか ◎幅広い芸術鑑賞機会の提供（特定のジャンルに偏っていないか） ◎市民参加、市民協働機会はあるか。人材育成を図っているか ◎地域の芸術文化団体に発表機会を提供する内容となっているか ◎市民に平等に学習機会の提供が図られているか ◎学習サークルと連携した取組み内容となっているか ○地域の特性を活かした学習機会の提供となっているか ○市民学習の相談体制や情報提供が行われる内容となっているか	２０点

施設の効用の発揮、サービスの向上	◎各管理業務の実施方法 ◎文化団体に対する考え方が公平で、取組みが積極的か ◎公民館事業の発展に貢献するための自主事業の提案がされているか ○利用の促進、利用者サービス向上の手段（他の関連施設や自主事業、効率的なレストラン等の管理運営との連動による利用者の利便性向上等を含む。） ○利用者や周辺住民の苦情・要望等の反映の仕組みなどの整備状況	１５点
施設の適正な運営管理	◎施設管理における安全確保の手段、事故・災害時の対応 ◎施設の管理業務において取り扱う個人情報の管理体制の整備状況（指定管理者が個人情報を取り扱う業務を第三者へ委託する場合は、委託先の体制を含む。） ◎施設利用状況等の管理業務に係る情報の把握・記録・保存等の情報管理及び情報公開の方法 ◎施設の管理業務及び施設内における自主事業と他事業との区分経理などの財務の仕組み ◎関係法令等の遵守	１０点
管理経費の縮減等	◎教育委員会が指定管理者に支払うべき指定管理費の設定額とその妥当性 ○管理経費を縮減させる効率的管理運営の取組み ◎指定管理費以外の収入の設定額とその妥当性 ○収入増のための効果的管理運営の取組みと利益の教育委員会への還元（レストラン等運営に伴う収入を含む）	２５点
事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力	◎団体の資産その他の経営規模及び能力などの団体の安定性・継続性・専門性 ◎同種又は類似の施設の管理運営の実績とその適正性・健全性 ◎団体の理念、社会的信用、代表者や責任者の意欲・熱意 ○団体の運営における透明性や公正性（情報公開の仕組み、監査の体制や遵法管理の仕組みなどの整備状況） ○団体の環境保全の取組み、障がい者の雇用状況、社会貢献等の状況	１０点
	◎社会教育事業及び施設の管理業務を行う人員配置及び責任体制、管理・監督体制 ◎社会教育事業及び施設の管理業務を行う人材の確保及び専門性、育成体制の状況、接遇 ◎指定管理者として負担すべきリスクへの対応	１０点
地域経済への寄与、地域内雇用の確保等	○社会教育事業、施設の管理業務に必要な資材の調達方法 ○社会教育事業、施設の管理業務に必要な職員の採用方法 ○現に管理業務を行っている法人等の職員の継続雇用の考慮 ○地域活動への参加等の地域貢献 ○障がい者等による福祉団体の雇用の場の確保	１０点
計		１００点

１３．申請書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定申請の受付期間内に、下記の申請書類を提出してください。

なお、提出された書類については、返却しません。
また、受付期間終了後の申請書類の内容変更は認められません。

●申請書類の種類

(1) 指定申請書（様式第１号）
(2) 共同事業体として申請する場合にあっては、共同事業体協定書兼委任状（様式第２号）
(3) 指定予定期間に属する各年度の管理業務に係る事業計画書（収支計画を含む。）（様式第３号−１・第３号−２・第３号−３）
(4) 申請団体（共同事業体の場合は構成団体のすべて）に係る下記の書類
① 申請資格に係る申立書（様式第４号）
② 団体概要書（様式第５号）
③ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、団体の目的、事業、組織及び運営の方法を示す書類並びに代表者の身分証明書）
④ 役員の名簿
⑤ 代表者の履歴書
⑥ 直近１年間の営業（事業）報告書又はこれに類する書類
⑦ 団体の事業計画書を作成している場合にあっては、事業計画書
⑧ 直近１年間の収支計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに類する書類
⑨ その他団体の事業概要や組織体制を説明する参考資料（提出任意）
⑩ 法人（法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者）の釧路市税並びに消費税及び地方消費税（申請の日において納期が到来しているものに限る。）に滞納がないことを証明する書類
※ 登記事項証明書、身分証明書は、申請の日前３か月以内に発行された最新の内容のものに限ります。
(5) その他
申請団体において個人情報保護、情報公開等に係る規程を定めている場合の当該規程など、審査項目に係る説明書類その他の参考資料を任意で提出することができます。

●提出部数

申請書類の提出部数は、正本１部、副本１３部とします。

●その他申請書類の取扱い等

(1) 申請書類の内容は、労働基準法を含め関係法令を遵守したものとしてください。
(2) 申請書類に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限ります。
(3) 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則Ａ４判としてください。
(4) 指定管理者の選考に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。
(5) 提出された申請書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
(6) 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とします。
(7) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
(8) 申請書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、教育委員会は、選定結果の公表その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(9) 申請書類は、釧路市情報公開条例の規定により、個人情報、法人等情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となります。

１４．指定申請の受付等・選定スケジュール

(1) 募集・選定スケジュールは、次のとおりです。

① 募集要項等の発表、配布、質疑の受付開始	２０２６（令和８）年６月　３日
② 説明会の開催	２０２６（令和８）年６月１０日
③ 質疑の締切	２０２６（令和８）年６月１７日
④ 質疑の回答、指定申請の受付開始	２０２６（令和８）年６月２４日
⑤ 指定申請の受付締切	２０２６（令和８）年７月１７日
⑥ 書類選考、プレゼンテーション	２０２６（令和８）年７月２９日
※ プレゼンテーションは必要に応じて行います。	
⑦ 指定管理者の候補者の選定	２０２６（令和８）年８月上旬頃
⑧ 指定管理者の候補者との仮協定の締結	２０２６（令和８）年８月中旬頃
⑨ 指定管理者の指定に係る議案の市議会への提出	２０２６（令和８）年９月議会

(2) 募集要項等の配布

生涯学習課窓口にて配布します。配布資料の一部はホームページからダウンロードすることもできます。指定申請書等の申請書類については、様式をホームページからダウンロードして作成してください。

配布資料は、次のとおりです。

① 募集要項
② 業務仕様書
③ 施設概要書

(3) 指定申請の受付

① 受付期間は、２０２６（令和８）年６月２４日(水)から７月１７日(金)まで。
（ただし、土曜・日曜・祝日を除く）

② 受付時間は、午前８時５０分から午後５時２０分まで。

③ 受付場所は、釧路市錦町２丁目４番地　釧路フィッシャーマンズワーフＭＯＯ４階
釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課生涯学習係
電話(０１５４)３１-４５７９　FAX(０１５４)２２-９０９６

④ 受付方法は、受付場所への申請書類の持参に限ります。

※ 担当者が書類の確認を行いますので、事前にご連絡の上、持参願います。

※ 必要と認める場合は、申請書類の内容に関して確認を行い、又は申請団体が現在運営する事業の実地調査を行うことがあります。

※ 申請書類の提出後、申請を辞退する場合は、辞退届（様式第６号）を提出してください。

(4) 現地説明会の開催

募集要項及び施設・設備の説明を次のとおり行います。

① 日　　時：２０２６（令和８）年６月１０日(水)午後１時３０分～１時間程度を予定
② 集合場所：釧路市幣舞町４番２８号　釧路市生涯学習センター学習室７０３
③ 参加方法：参加を希望する団体は、団体名、連絡先、参加者名を明記の上、ＦＡＸ、E-mail 又は書面の持参により、６月９日（火）午後５時までにお知らせください。

ただし、参加者数は１団体につき２名までとします。

④ そ の 他

○ 当説明会に出席しなくても指定申請をすることができ、説明会への出席の有無自体が選考に影響することはありません。

○ 説明会に出席の際は、募集要項、業務仕様書、施設概要書をご持参ください。

○ 温暖化防止など地球環境の保全のため、説明会出席の際は、自家用車・社用車の使用自粛や公共交通機関の積極的な利用にご協力ください。

(5) 質疑の受付・回答

指定管理者の指定の申請に当たり、質疑がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、団体名・回答先を明記の上、ＦＡＸ、E-mail 又は書面の持参により、２０２６（令和８）年６月１７日（水）午後５時までに提出してください。

質問に対する回答は、６月２４日（水）までに、質問者に対してＦＡＸ又はE-mail にて行うとともに、ホームページ上に随時掲載します。

１５．選定結果の通知、公表

指定管理者の候補者の選定は、２０２６（令和８）年８月上旬頃を予定しています。

各申請団体の選定結果は、当該申請団体に通知します。

また、選定後には、応募状況、選定団体とその理由及び選考過程の概要をホームページ上で公表します。

１６．協定の締結・指定管理者の指定

指定管理者の候補者と教育委員会は、２０２６（令和８）年８月中旬頃を目途に、本施設の管理に関する基本協定（仮協定）を取り交わすものとします。

指定管理者としての指定は、市議会の議決を経て行い、指定の時に基本協定は有効になるものとします。

各年度の指定管理費の金額等については、関連予算案が市議会で議決された後に取り交わす年度協定において、予算の範囲内で定めるものとします。

協定事項は、次のとおりです。

(1) 事業計画に関する事項
(2) 使用若しくは利用の承認若しくは許可又は入館、入場等の制限に関する事項
(3) 使用料又は利用に係る料金に関する事項
(4) 教育委員会が支払うべき管理業務に要する費用（指定管理費）に関する事項
(5) 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
(6) 管理業務に係る情報の公開に関する事項
(7) 管理業務の事業報告に関する事項
(8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(9) 管理業務を第三者へ委託することの禁止等に関する事項
(10)指定の期間の開始時及び終了時の管理業務の引継ぎに関する事項
(11)関係法令等の遵守に関する事項
(12)その他教育委員会が必要と認める事項

１７．その他の留意事項

(1) 管理業務の引継ぎ等

教育委員会（又は現在の指定管理者）は、指定期間の開始時に指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理業務を行うことができるよう、指定管理者との間で引継ぎを行うものとします。

また、指定管理者は、指定期間の終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理業務を行うことができるよう、次期指定管理者との間で引継ぎを行うとともに、教育委員会が承認した場合を除き、本施設を原状に復しなければなりません。

(2) 管理業務の休廃止

指定管理者は、本施設の管理業務を休止し、又は廃止しようするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければなりません。

(3) 指定の取消し等

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。この場合、教育委員会は、指定管理者が管理業務を実施しなくなったことにより免れた費用を指定管理費から減額し、又は既に支払った指定管理費の全部若しくは一部を返還させることができるものとします。指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとします。指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定が取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部が停止された場合は、指定管理者は教育委員会に生じた損害を賠償しなければなりません。

① 本施設の管理運営を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
② 指定に関し不正行為があったとき。
③ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。
④ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、調査、監査又は検査の実施に当たり、これを拒否し、若しくは妨害し、又は正当な理由なく指示に従わなかったとき。
⑤ 不可抗力の発生によって管理物件が損壊等したとき。
⑥ その他本施設の管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

(4) 不可抗力の発生時の損害等

天災その他の不可抗力の発生によって、指定管理者が管理業務を行うに当たっての損害、損失又は増加費用が発生した場合は、教育委員会は、損害等の状況の確認を行った上、指定管理者と協議を行い、不可抗力の発生による損害、損失及び増加費用の判定並びに費用負担等について決定するものとします。

不可抗力の発生によって管理業務の全部又は一部を実施できなくなった場合は、教育委員会は、指定管理者と協議の上、指定管理者が管理業務を実施できなかったことにより免れた費用を指定管理費から減額することができるものとし、管理業務の全部又は一部を実施できなくなったことによって生じた損害については、教育委員会と指定管理者はそれぞれ相手方に対して損害賠償等を請求することはできないものとします。

(5) 課税に関する留意事項

指定管理者は、本施設の管理運営に伴い、法人市民税等の納税義務者となります。

なお、教育委員会が支払う指定管理費は、消費税の課税対象となります。

(6) 災害発生時における留意事項

釧路市生涯学習センター及び釧路市民文化会館は、災害時の指定避難施設及び津波発生時の緊急避難場所（生涯学習センターは津波警報・大津波警報発令時、市民文化会館は大

津波警報発令時）となっており、地震等の災害発生時には、市民の避難場所として使用されます。また、災害の状況等により、引き続き復旧拠点として、長期に使用する可能性があります。

指定管理者は、災害対策本部の指示に基づき、適切な対応ができるよう体制を整備してください。

(7) 施設内の事故発生時における留意事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本施設の利用者、第三者又は教育委員会に損害を与えた場合は、指定管理者は、その損害を賠償しなければなりません。

管理施設の構造上の瑕疵等及び業務管理上の過失による第三者賠償については、教育委員会がまとめて加入する保険の対象となりますが、この保険による給付を超える賠償への対応や自主事業の実施、その他指定管理者が負うリスクに対する保険加入については、必要に応じて指定管理者の責任において行ってください。

(8) 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者が本要項に定める事項に反したとき若しくは協議が成立しないとき、市議会が指定に係る議案を否決したとき、又は指定管理者の指定を取り消したときには、指定管理者の候補者の選考において次点候補者となった団体を指定管理者の候補者として、協議を行う場合があります。

【 お問い合せ先 】
釧路市教育委員会　生涯学習部　生涯学習課　生涯学習係
（担当：幸田、守田、佐藤）
〒085－0016　釧路市錦町２丁目４番地　釧路ﾌｨｯｼｬｰﾏﾝｽﾞ ﾜｰﾌMＯＯ４階
電話　（０１５４）３１-４５７９　　FAX　（０１５４）２２-９０９６
Ｅ－mail　sh-shougaigakushuu@city.kushiro.lg.jp